

契 約 の 内 容

施 設 名 福島地方環境事務所

業 務 名	令和元年度飯舘村長泥地区除去土壌再生利用技術実証事業 (試験栽培)
契 約 年 月 日	令和元年7月31日
契 約 方 法	随意契約
業 務 場 所	福島県相馬郡飯舘村長泥 地内
契 約 業 者 名	サンコーコンサルタント株式会社 東日本支社 支社長 柿崎 勉
契 約 業 者 の 住 所	東京都江東区亀戸一丁目8番9号
履 行 期 間 (自)	令和元年8月1日
履 行 期 間 (至)	令和2年3月31日
業 務 概 要	本業務は、再生資材化した除去土壌の安全な利用を段階的に進めるため、造成材として施工した農地への資源作物あるいは園芸作物の栽培の栽培による放射線安全性の確認、資源作物等による再生資材からのセシウム移行係数の確認を行うことにより、今後、飯舘村で予定している環境再生事業での除去土壌の利用に向けた安全性を確認するとともに、持続可能な営農方法を検討すること、及び試験栽培区域を安全に管理することを目的とするものである。
契 約 金 額	120,450,000 円 (消費税10%込)
予 定 価 格 (随意契約の場合)	120,461,000 円 (消費税10%込)

随意契約理由書

1. 件名

令和元年度 飯舘村長泥地区除去土壌再生利用技術実証事業（試験栽培）

2. 随意契約相手方等

相手方名称：サンコーコンサルタント株式会社 東日本支社

代表者氏名：支社長 柿崎 勉

所在地：東京都江東区亀戸1丁目8番9号

電話番号：03-3683-7146

3. 随意契約の理由

- (1) 福島県内の除染等により生じた除去土壌等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第3条第2項において、「国は、(中略) 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする」とされており、必要な規模の最終処分場の確保等の観点から、除去土壌等の減容（適切な前処理や各種の技術の活用により除去土壌を処理することで、放射性セシウム濃度（以下、「放射能濃度」という。）を下げ、若しくはその放射能濃度の高低で分別し、放射能濃度を限定した土壌を再生資材化し利用することで最終処分量を減らすこと）が重要な取組の一つである。
- (2) 本業務は、このような状況を踏まえて、①再生資材化した除去土壌の安全な利用を段階的に進めるため、造成材として施工した農地への資源作物あるいは園芸作物（以下、「資源作物等」という）の栽培による放射線安全性の確認、資源作物等による再生資材からのセシウム移行係数の確認を行うことにより、今後、飯舘村で予定している環境再生事業での除去土壌の利用に向けた安全性を確認すること、②環境再生事業区域における持続可能な営農方法を検討すること、③試験栽培の区域を安全に管理することを目的とする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、①放射性物質に関する基礎情報、②放射性物質に係る国内の法規制等の状況、③栽培する試験作物等の要求品種、④資源作物等の成長の要求管理方法等に関する専門的知識や、放射性物質の取扱い、農業、園芸等に関する知見を必要とすることから、本業務の実施にふさわしい知識や知見を有する者を選定するとともに、除去土壌等の再生利用について民間の有する知見や創意工夫を幅広く求め、業務の趣旨・目的に最もふさわしい提案に従い、業務を実施する方法が最も有効であるため、平成30年度に複数年度の事業を見通した企画書を提出させ（※）、その審査を経てサンコーコンサルタント株式会社東日本支社と契約したところである。
- (4) サンコーコンサルタント株式会社東日本支社は、平成30年度の業務実績も良好と認められるため、平成30年度に採用された企画を引き続き継続することとし、当該事業者を本業務の契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

※本業務は、平成30年7月の契約委員会において、以下の理由から平成30年度の業務実績が良好と認められた場合には、複数年の事業を見通した企画競争を行うことが了承されている。

(複数年の事業を見通した契約とする理由)

本事業では、盛土造成の農地が引渡された以降、選定した資源作物等の仕入れを行い、種苗、生育から収穫まで途切れることなく適切に栽培を行うとともに、セシウム移行率等の調査を継続的に行う必要がある。

具体的には、平成30年12月から温室栽培した資源作物等を平成31年3月から露地への作付けをすることや、種苗を直接農地に植えること等を想定している。試験栽培予定地が厳しい気候条件であり、脆弱な植物である資源作物等を適切に栽培するために、毎日途切れることなく、令和元年秋頃まで、試験栽培予定地の異常の有無の確認、作物の育成の管理（日照管理、温度管理、散水、害虫駆除、病気対策等）を行う必要がある。

また、再生資材からのセシウム移行率、試験栽培予定地の周辺についての空間線量率、及び試験栽培予定地の地下への浸透水についての放射能濃度等の測定については、精度の高いデータを得るためには、機器による個体差や測定者の違いによる測定誤差を極力なくすため、平成30年12月頃から令和元年秋頃まで同様の機器及び方法で継続的に測定する必要がある。

さらに、本業務を円滑かつ効果的に進めるためには、関係自治体（飯舘村、福島県）、飯舘村長泥行政区の住民、飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会（仮称）など多様・多数の協力を得つつ業務を実施しなければならず、当該関係主体・関係者と信頼関係を構築した者が継続して業務を実施する必要がある。

以上のことから、複数年の事業（平成30年度～令和元年度の2カ年）を見通した契約とするものである。